

平成23年度奈良県庁グリーン購入調達方針（概要版）

1 目的

本県においては、平成10年1月から「環境にやさしい奈良県庁づくり行動計画」、また、平成13年4月からは奈良県庁ストップ温暖化実行計画（以下「実行計画」という。）に基づき、県も一事業者の立場から種々の環境保全の取組を行っており、環境に配慮した物品等の購入も重要な取組と位置づけている。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」が全面施行されたことにより、同法第10条に規定する本県の調達方針を定め、環境物品等の購入の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、知事部局、水道局、議会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局（それぞれの出先機関を含む）とする。（実行計画の対象範囲と同じ）

3 実行計画との関係

本調達方針は、実行計画の購入等の取組内容を推進するための具体的方針を定めるものであり、毎年度作成する。

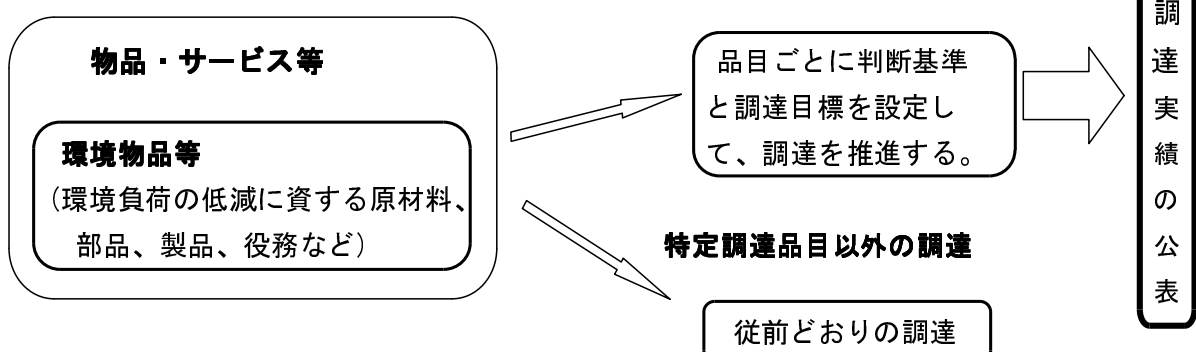
4 基本原則

- （1）物品等の調達にあたっては、事前に調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制する。
- （2）環境物品等の調達にあたっては、できる限り資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。特に、奈良県リサイクル認定製品（奈良県リサイクル製品利用促進要綱）の使用が可能な場合は、できるだけ当該製品の調達に努めるものとする。
- （3）環境物品等の機能、効果が生かせる長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- （4）本庁各課室及び出先機関が保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

5 しくみ

県庁が調達する物品・サービス等

調達方針に基づく調達



6 特定調達品目一覧（20分野261品目）

（1）判断基準と配慮事項及び調達目標を掲げて取り組む品目

※下線部分が23年度追加品目、網掛けは名称の変更

分野	特定調達品目	品目数	判断基準	調達目標
①紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、塗工されていない印刷用紙、衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー）	7	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙配合率、白色度 ・原料パルプの環境への配慮 	100%
②納入印刷物	納入印刷物	1	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙についての基準 ・リサイクル適性 	
③文具類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、 <u>ステープラー（汎用型）</u> 、 <u>ステープラー（汎用型以外）</u> 、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ、液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉、バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース、紙めくりクリーム、鉛筆削り（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ、液タイプ）、ダストブローワー、レターケース、メディアケース（FD・CD・MO用）、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、事務用のり（液状、澱粉のり、固形、テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ゴミ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付／首下げ型）、鍵かけ（フックを含む）、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド	83 (+1)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材料（再生プラスチック、間伐材等）の使用等 ・原料となる原木の伐採の合法性 	
④オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード	10	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材料（再生プラスチック、間伐材等）の使用等 ・原料となる原木の伐採の合法性 	100%

⑤OA機器	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、電子計算機、プリンター及びプリンター・ファクミリ兼用機、ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、シュレッダー、デジタル印刷機、記録用メディア、一次電池又は小型充電式電池、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、掛け時計、 <u>プロジェクタ</u>	19 (+1)	・リデュースへの配慮 ・エネルギー消費効率等	
⑥移動電話	携帯電話、PHS	2	・エネルギー消費効率等	
⑦家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、電気便座、電子レンジ、 <u>テレビジョン受信機</u>	6 (+1)		
⑧エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式暖房機、ストーブ	3		
⑨温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	4		
⑩照明	蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光原とした内照式表示灯、蛍光ランプ、電球形状のランプ	5		
⑪自動車	自動車、一般公用車用タイヤ、2サイクルエンジン油	5		排出ガス、燃費等
⑫消火器	消火器	1	再生材料の使用	
⑬制服・作業服	制服、作業服、帽子	3	ペットボトル再生樹脂の使用等	
⑭インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス	10		
⑮作業手袋	作業手袋	1		
⑯その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、幟、幕、モップ	7		
⑰設備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機、節水機器、日射調整フィルム	6	省エネ効果	
⑱役務	省エネルギー診断、食堂、自動車専用タイヤ更生、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、輸配送、旅客輸送、害虫防除、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、 <u>飲料自動販売機設置</u>	15 (+1)	再生利用等	100% (食堂以外)
⑲防災備蓄用品	ペットボトル飲料水、アルファ化米、乾パン、缶詰、レトルト食品、非常用携帯燃料	6		100%

(2) 調達目標の設定は行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を優先的に調達するよう配慮する品目

分野	特定調達品目	品目数	判断基準
⑩公共工事	<p>①資材・・・建設汚泥から再生した処理土、土工用水砕スラグ、銅スラグを用いたケーソン中詰め材、フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材、地盤改良用製鋼スラグ、中温化アスファルト混合物、再生加熱アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材等、鉄鋼スラグ混入路盤材、間伐材、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント、透水性コンクリート、鉄鋼スラグブロック、フライアッシュを用いた吹付けコンクリート、高日射反射率塗料、高日射反射率防水、下塗用塗料（重防食）、低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料、再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）、バークたい肥、下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）、環境配慮型道路照明、再生プラスチック製中央分離帯ブロック、陶磁器質タイル、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板、断熱材、照明制御システム、変圧器、吸収冷温水機、氷蓄熱式空調機器、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機、送風機、ポンプ、ビニル系床材、排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管、自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器、再生材料を使用した型枠</p> <p>②建設機械・・・排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械</p> <p>③工法・・・低品質土有効利用工法、建設汚泥再生処理工法、コンクリート塊再生処理工法、<u>路上表層再生工法</u>、路上再生路盤工法、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法、</p> <p>④目的物・・・排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化</p>	67 (+1)	・再生素材（間伐材等）使用等

7 推進体制

- (1) 各所属における調達方針の取組状況の管理・監督は、実行計画の環境活動推進員（所属長）が行う。また、環境活動副推進員（課長補佐等）は、環境活動推進員とともに本調達方針に基づく調達の啓発や調達状況の把握を行う。
- (2) 本調達方針の全庁的な進捗管理は、環境管理責任者（景観・環境局長）が行う。
- (3) 調達方針に基づく取組実績は、実行計画に基づいて把握するその他の実績と併せて集約し公表する。